

彦根市都市計画道路網見直し指針 (素案)

平成 25 年 4 月

彦 根 市

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1. 都市計画道路網を見直す必要性 | 2 |
| (1) まちづくりの課題 | 2 |
| (2) 都市計画道路網整備上の課題 | 6 |
| 2. 都市計画道路網見直しの基本的な考え方（案） | 8 |
| (1) 見直しの基本目標と視点 | 8 |
| (2) 都市計画道路網見直しの手順 | 9 |
| (3) 都市計画道路網見直しの体制 | 14 |
| 3. 見直し対象路線等の分析・評価 | 15 |

はじめに

都市計画道路は、都市の将来像を誘導し、円滑な交通環境と良好な都市環境を形成するために計画されるものであり、その整備は長期間を要する。彦根市の都市計画道路は、昭和初期に計画決定されたものをはじめ、大部分が昭和 40 年代の後半までに決定されているが、多くの未着手路線が存在している状況にある。

一方、本市を取り巻く社会情勢については、人口減少および少子高齢社会の到来や、環境重視社会への移行ならびに都市防災への対応、さらには、歴史的建造物やまちなみなどを彦根市の魅力として保存・活用することが求められるなど様々な変化が生じている。

このように大きく情勢が変化するなかで、効果的、効率的かつ質の高い道路整備を進めていくためには、本市の将来の都市像を見据えた都市計画道路網のあり方を再構築しつつ、長期間未着手になっている都市計画道路の見直しが必要となっている。

都市計画道路の見直しにあたっては、「彦根市都市計画道路網見直し指針（仮称）」の策定を行い、その見直し指針に基づき都市計画道路の未整備区間の必要性を検証した上で、都市計画道路の存続、計画の見直し、廃止の案を作成し、都市計画法の手続きにつなげるものとする。

1. 都市計画道路網を見直す必要性

- ・現在、本市の都市計画道路網における課題について、次のとおり整理する。

(1) まちづくりの課題

① 人口減少・高齢社会に対応した都市交通体系の構築

- ・彦根市の都市計画道路の決定経緯をみると、概ね5つの時期を経て、現在の都市計画道路網が形成されている。今後の人口減少社会・高齢社会の到来に対応しつつ、自立した都市として活力を維持・増進していくためには、彦根市の特性を踏まえて人口・産業・各種都市機能を支える都市交通体系を構築することが必要となる。
- ・その中で、都市計画道路は都市内の根幹的施設として、機能的なネットワークの形成をめざした整備が必要となる。

表 彦根市の都市計画道路の形成経緯

| 年代 | 都市計画決定 | 背景等 |
|------------|---|---|
| ①昭和15年 | ・旧市街地の骨格となる東西方向の路線 ・湖岸部の幹線道路(南北方向) ・彦根駅(西口)アクセス道路 | ・昭和15年国勢調査人口：64,264人 ・昭和12年1町5村合併、市制施行 ・モータリゼーション前の時代 |
| ②昭和36年～40年 | ・旧市街地の外郭となる路線 ・彦根駅(西口)周辺の路線 | ・昭和40年国勢調査人口：74,549人 ・市街地の拡大 |
| ③昭和48年 | ・広域的な幹線道路 ・周辺地域の路線 | ・昭和50年国勢調査人口：85,066人 ・モータリゼーションの顕在化 |
| ④平成10年 | ・彦根駅(東口)前の地区内道路 ・彦根城周辺の地区内道路 | ・平成12年国勢調査人口：107,860人 ・彦根駅東土地区画整理事業 |
| ⑤平成24年 | ・鉄道駅周辺の道路(稲枝駅) | ・平成12年国勢調査人口：112,156人 |

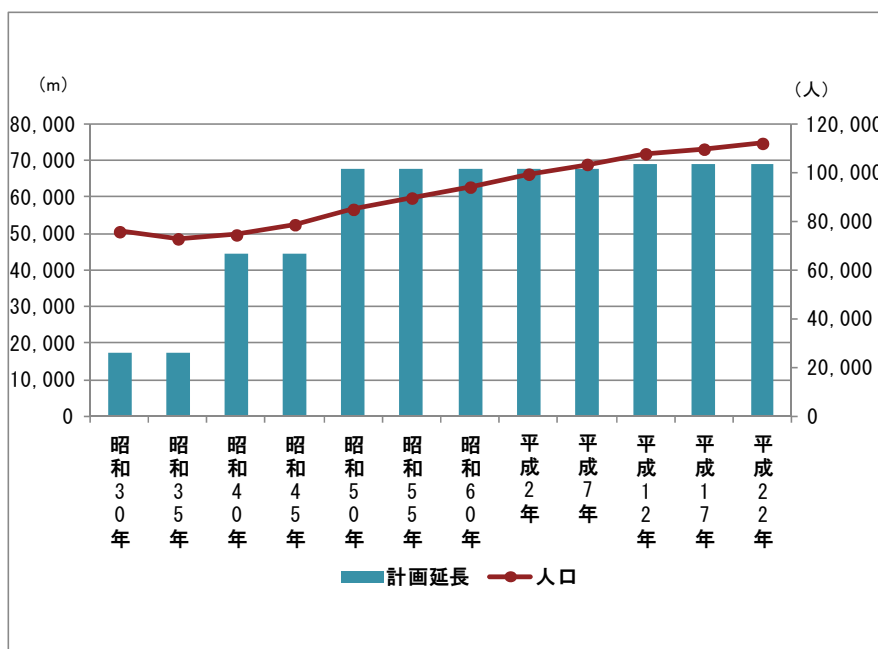
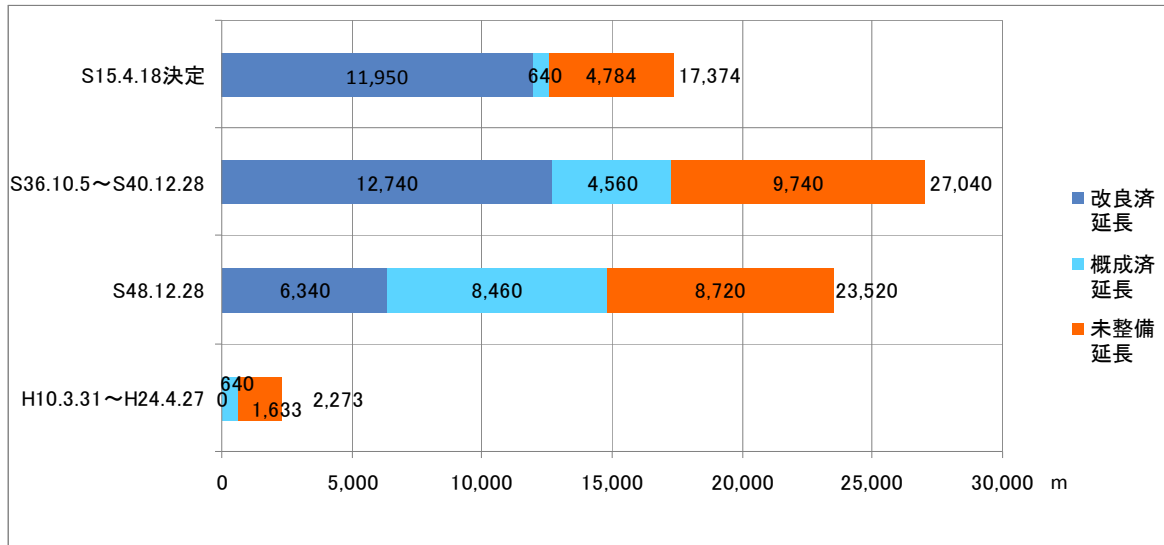


図 都市計画道路の計画延長と人口



平成24年5月31日現在

図 計画年次別の都市計画道路整備状況

表 計画年次別の都市計画道路整備状況

| 計画年月日 | 改良済延長 | 概成済延長 | 未整備延長 | 延長 | 路線数 |
|--------------------|--------|-------|-------|--------|-----|
| S15.4.18決定 | 11,950 | 640 | 4,784 | 17,374 | 7 |
| | 69% | 4% | 28% | 100% | |
| S36.10.5~S40.12.28 | 12,740 | 4,560 | 9,740 | 27,040 | 12 |
| | 47% | 17% | 36% | 100% | |
| S48.12.28 | 6,340 | 8,460 | 8,720 | 23,520 | 10 |
| | 27% | 36% | 37% | 100% | |
| H10.3.31~H24.4.27 | 0 | 640 | 1,633 | 2,273 | 6 |
| | 0% | 28% | 72% | 100% | |

平成24年5月31日現在

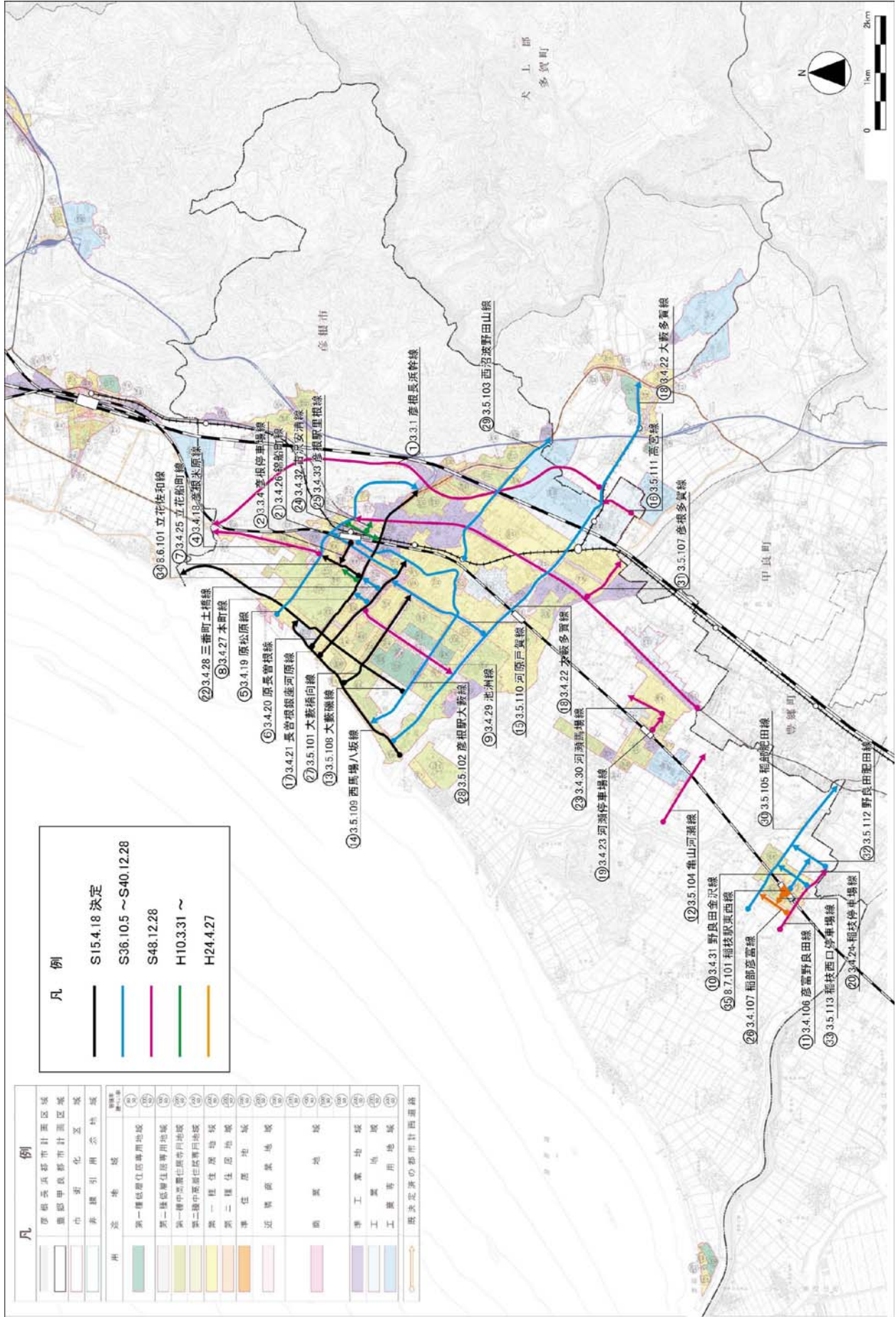


図 都市計画道路の経緯

② 旧城下町を歴史拠点としていくための道路のあり方

- 彦根市が持続的な発展をめざしていくためには、彦根の歴史と伝統ある文化や景観など活かした魅力ある旧城下町の歴史的建造物やまちなみを保存・活用し、多方面から支援していくことが必要となる。このため、「彦根市歴史的風致維持向上計画」（平成 21 年 1 月認定）を作成し、計画的な歴史的風致の維持向上を図っているところである。
- こうした背景から、都市計画道路の整備にあたっては、これまでの自動車交通を如何に効率的に捌くかという視点だけではなく、城下町としての彦根の魅力を維持・保全していくか、歩いて楽しいまちを如何に構築するかといった視点から道路整備のあり方の再検討が必要となる。

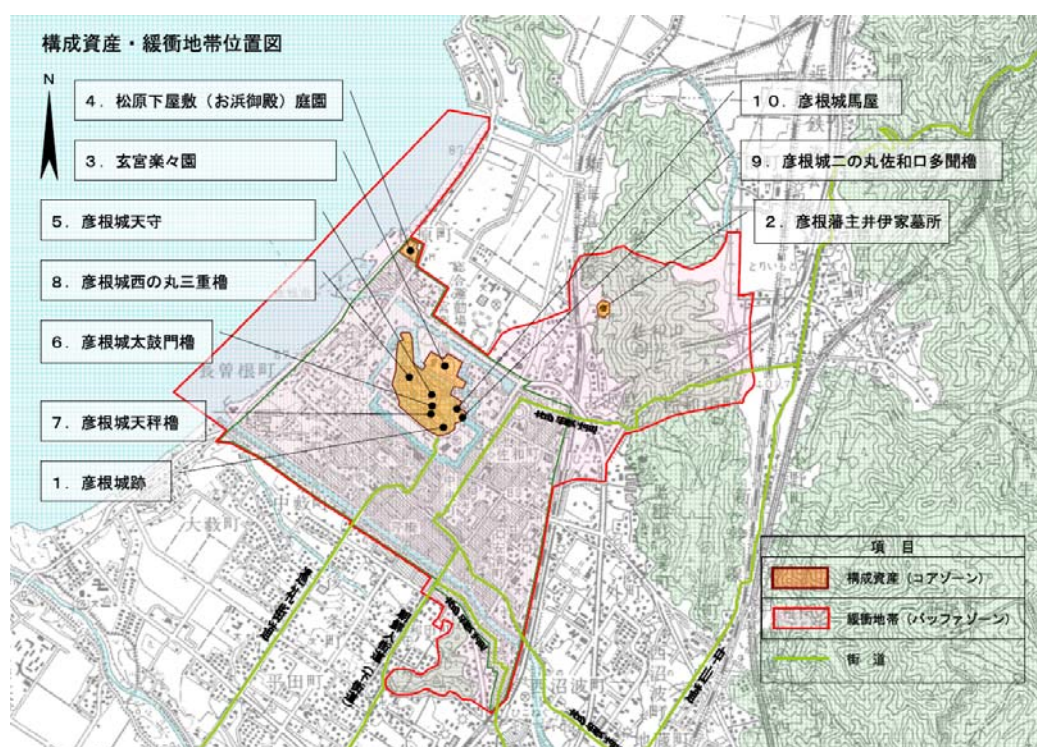


図 彦根城世界遺産登録に向けての計画図（案）

③ 過度の自動車依存から脱却するなどによる環境負荷の軽減

- 近年、地球環境問題への市民意識が高まるなか、本市では「彦根市低炭素社会構築都市宣言」（平成 20 年 7 月 7 日）、「環境方針」（平成 23 年 7 月 15 日）の策定など地球環境問題を重視した施策を実施している。
- こうした施策に従い環境負荷を軽減していくためには、都市計画道路整備においても、コンパクトな市街地の形成を誘導するとともに、鉄道・バスや自転車が利用しやすい道路ネットワーク、道路空間構成などでの工夫が必要となる。

④ 都市防災機能の向上に対する道路のあり方

- 道路は、災害時において人の避難路や物資等の緊急輸送路となり、また、火災の延焼遮断帯となるなどの役割を担っているが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機とした都市防災の見直しと連携しながら、今後の都市計画道路整備のあり方を検討していく必要がある。

- ・特に、都市防災上の課題が大きい旧城下町のある中心市街地においては、都市防災性の向上に資する都市計画道路のあり方の工夫が必要となる。さらに、旧城下町における歴史拠点としての保存・活用といかに組み合わせるかが重要である。

(2) 都市計画道路網整備上の課題

- ・都市計画道路は、都市の将来像を誘導し、円滑な交通環境と良好な都市環境を形成するために計画されるものであるが、その整備には長期間を要する場合が多い。
- ・彦根市の都市計画道路は、大部分が昭和40年代後半までに計画されているが、平成24年5月31日現在、計画延長70.2km、改良済延長31.0km、概成済延長14.3km、整備済（改良済＋概成済）延長45.3km、未整備延長24.9kmとなっており、整備率は44.2%（概成済を含む整備率は64.6%）であり、多くの未着手路線が存在している。
- ・都市計画道路の整備は、計画的に推進していく必要があるが、本市の財政状況は今後も厳しく道路整備財源も限られたものとなると予測されるため、未着手路線の整備にはこれまで以上に長期間を要することが考えられる。

表 彦根市の都市計画道路の整備状況（平成24年5月31日現在）

| 路線数 | 都市計画道路 計画延長(m) | 改良済 延長(m) | 概成済 延長(m) | 整備済 延長計(m) | 未整備 延長(m) | 整備率 (概成含) | 整備率 (完成分) |
|-----|-------------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 35 | 70,207 | 31,030 | 14,300 | 45,330 | 24,877 | 64.57% | 44.20% |

注) 概成済：改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を要する道路）を有する区間で、その現道に対する都市計画道路延長。

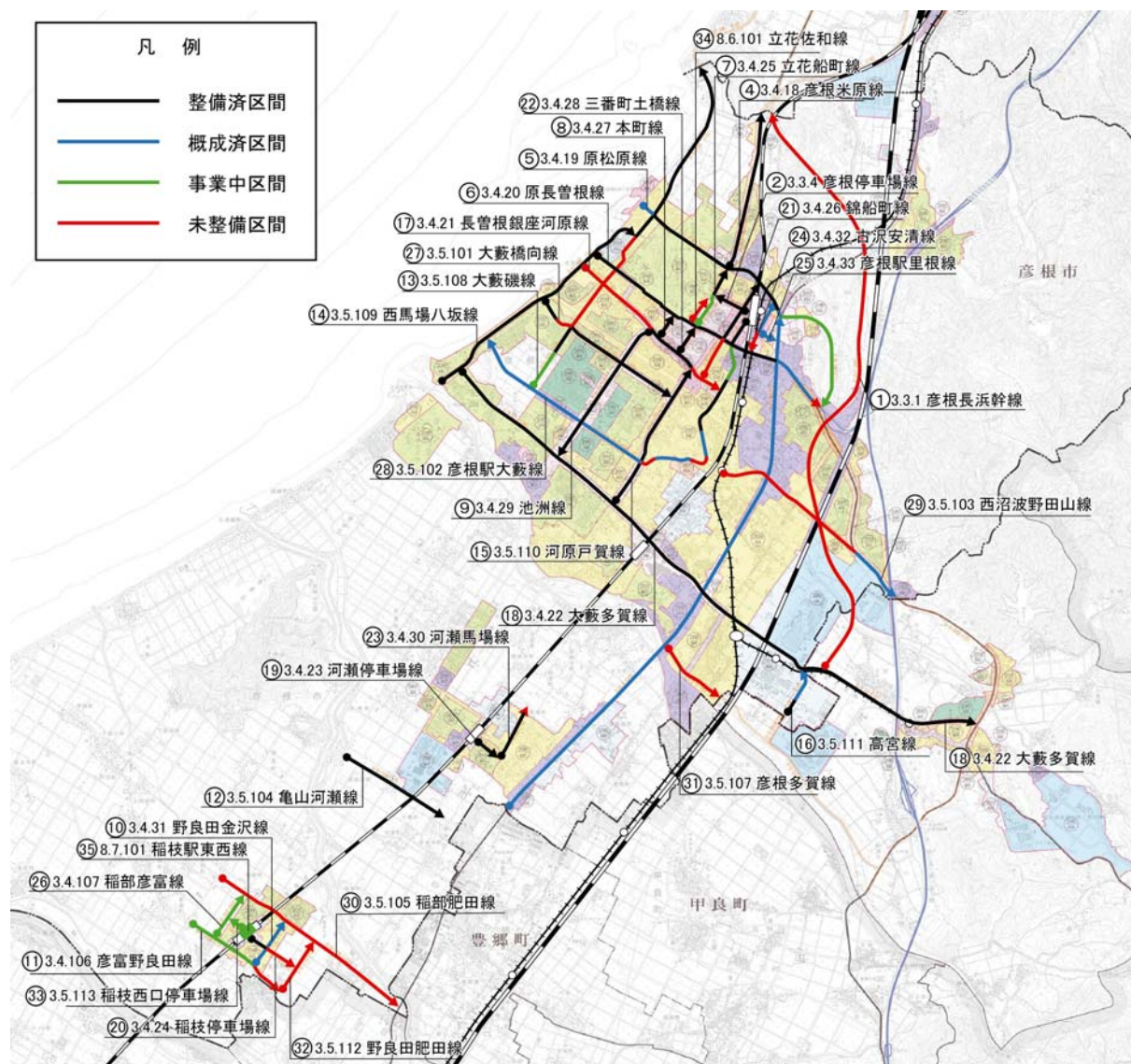


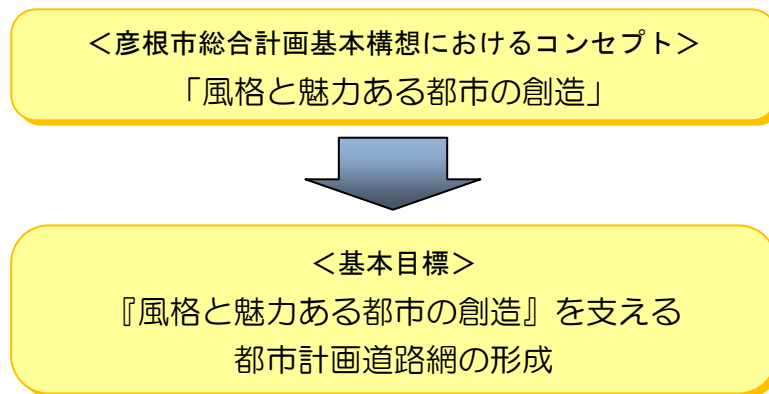
図 彦根市の都市計画道路の整備状況（平成 24 年 5 月現在）

2. 都市計画道路網見直しの基本的な考え方（案）

(1) 見直しの基本目標と視点

① 見直しの基本目標

- 彦根市総合計画基本構想におけるコンセプトを踏まえ、『『風格と魅力ある都市の創造』を支える都市計画道路網の形成』を基本目標に、都市計画道路網の見直しを行う。
- この基本目標を踏まえ、「歴史的建造物やまちなみなどを彦根市の魅力として保存・活用」を考慮しつつ、別に策定する「彦根市道路網基本方針」と整合した見直しを行う。



◆歴史的建造物やまちなみなどを彦根市の魅力として保存・活用

- 彦根城の世界遺産登録に向けた動向、花しょうぶ通りなど伝統的建造物群保存地区の都市計画決定の動向などを考慮した見直し検討（早期見直し路線の検討）
- 上記の関連路線等の先行的な見直し実施の可能性を考慮。

◆「彦根市道路網基本方針」と整合した見直し検討

- 単に未整備区間の存続、計画の見直し、廃止だけでなく、別に策定する「彦根市道路網基本方針」と整合した見直し検討を行う。

② 見直しの視点

- 滋賀県の「滋賀県都市計画道路見直し指針（平成19年3月）」を基本として、本市の都市計画道路見直し指針を定め、未整備区間の必要性・実現性等を検証した上で、都市計画道路の存続、計画の見直し、廃止の決定を行う。
- 都市計画道路の存続、計画の見直し、廃止を検討する視点は、次のとおりである。

| 分類 | 項目 |
|----------------|--------------------|
| (1) 必要性の検討 | ①交通処理機能確保の検討 |
| | ②既存道路の活用可能性の検討 |
| | ③都市防災機能の検討 |
| | ④市街地形成への寄与の検討 |
| (2) 実現性の検討 | ○事業費の検討 |
| (3) 整備の優先順位の検討 | ○既往の道路整備計画での位置づけ検討 |
| (4) 地域特性の検討 | ○歴史文化的資源の活用可能性の検討 |

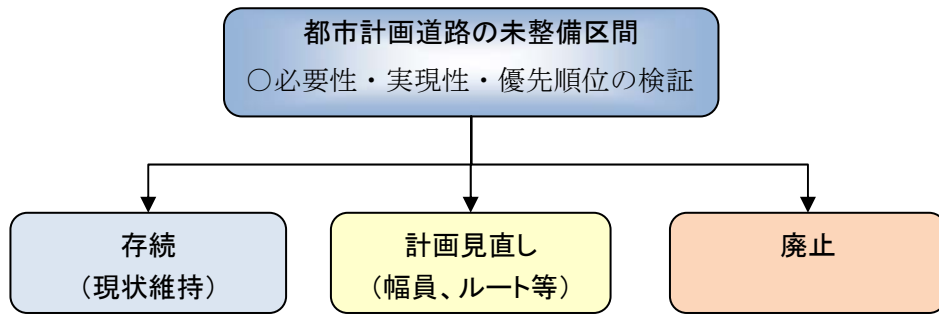


図 都市計画道路網の見直し検討区分

(2) 都市計画道路網見直しの手順

① 検討対象とする都市計画道路

- 彦根市の都市計画道路 35 路線のうち、都市計画決定後 30 年以上*を経過して未だ整備が実施されていない路線又は区間（以下「路線等」）、即ち、改良済路線（全区間、一部改良済区間）および計画変更可能性のない事業中路線、昭和 57 年以降計画決定路線を除いた 18 路線を見直し検討対象とする。
- なお、伝統的建造物群保存地区指定を検討している「花しょうぶ通り」に接続する「(都)長曾根銀座河原線」と「(都)錦船町線」については、早期見直し路線として先行的に見直し検討を実施する。

※30 年以上：昭和 40 年代に計画延長が大幅増加しており、かつ、その年代に計画した路線で未整備となっている区間が多いことから検討対象年を 30 年以上とした（p2～3 参照）。

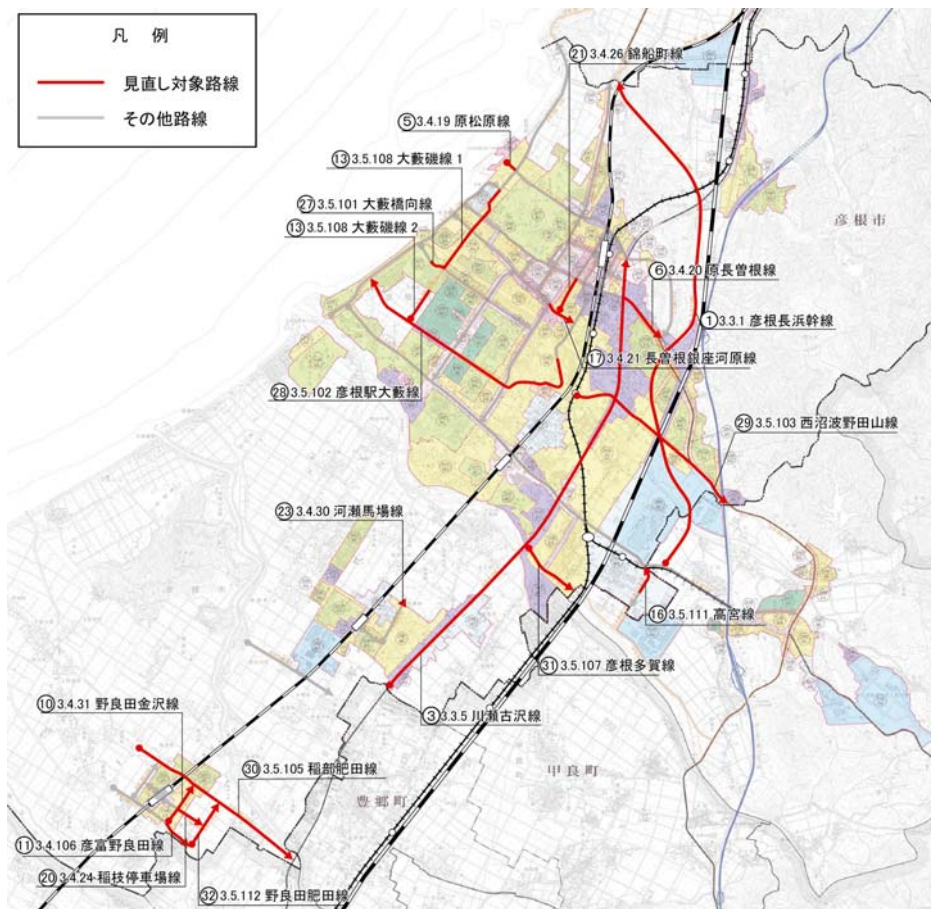


図 彦根市の都市計画道路網見直し対象路線等

表 彦根市の都市計画道路網見直し対象路線等

| 決定者 | 都市計画道路 | | 既存道路 | | | | 整備状況(m) | | | | | | |
|-----|--------|----|---------|----------|----|------------|---------|-----|----|-------------|-----------|-----------|------------|
| | 連番 | 枝番 | 番号 | 路線名 | 種別 | 道路名称 | 区間 | 車線数 | 幅員 | 年月日 当初決定 | 概成済 延長 | 未整備 延長 | 対象区間 延長 |
| 滋賀県 | 1 | | 3.3.1 | 彦根長浜幹線 | 国 | (国道8号バイパス) | 全 | 4 | 26 | S48.12.28 | 0 | 6,950 | 6,950 |
| 滋賀県 | 3 | | 3.3.5 | 川瀬古沢線 | 国 | 国道8号 | 全 | 4 | 24 | S48.12.28 | 7,300 | 0 | 7,300 |
| 滋賀県 | 5 | | 3.4.19 | 原松原線 | 県 | 彦根港彦根停車場線 | 全 | 2 | 16 | S36.10.5 | 220 | 0 | 220 |
| 滋賀県 | 6 | | 3.4.20 | 原長曾根線 | 国 | 国道306号 | 全 | 2 | 16 | S15.5.4 | 640 | 144 | 784 |
| 滋賀県 | 10 | | 3.4.31 | 野良田金沢線 | 県 | 稲枝沢線 | 全 | 2 | 16 | S40.3.31 | 670 | 0 | 670 |
| 滋賀県 | 11 | | 3.4.106 | 彦富野良田線 | 主 | 愛知川彦根 | 全 | 2 | 17 | S48.12.26 | 0 | 470 | 470 |
| 滋賀県 | 13 | 1 | 3.5.108 | 大藪磯線① | 市 | 馬場6号線 | 一 | 2 | 12 | S15.4.18 | 0 | 1,350 | 1,350 |
| 滋賀県 | 13 | 2 | 3.5.108 | 大藪磯線② | | | | 2 | 12 | S15.4.18 | 0 | 550 | 550 |
| 滋賀県 | 16 | | 3.5.111 | 高宮線 | 市 | 高宮多賀線 | 一 | 2 | 12 | S48.12.26 | 460 | 0 | 460 |
| 彦根市 | 17 | | 3.4.21 | 長曾根銀座河原線 | | | | 2 | 14 | S15.4.18 | 0 | 450 | 450 |
| 彦根市 | 20 | | 3.4.24 | 稲枝停車場線 | | | | 2 | 16 | S40.3.31 | 0 | 450 | 450 |
| 彦根市 | 21 | | 3.4.26 | 錦船町線 | | | | 2 | 20 | S40.12.21 | 0 | 560 | 560 |
| 彦根市 | 23 | | 3.4.30 | 河瀬馬場線 | | | | 2 | 16 | S48.12.28 | 0 | 60 | 60 |
| 彦根市 | 27 | | 3.5.101 | 大藪橋向線 | | | | 2 | 12 | S15.4.18 | 0 | 280 | 280 |
| 彦根市 | 28 | | 3.5.102 | 彦根駅大藪線 | 県 | 彦根環状線 | 一 | 2 | 12 | S40.12.21 | 3,170 | 450 | 3,620 |
| 彦根市 | 29 | 1 | 3.5.103 | 西沼波野田山線① | 国 | 国道306号 | 全 | 2 | 12 | S40.12.21 | 800 | | 800 |
| 彦根市 | 29 | 2 | 3.5.103 | 西沼波野田山線② | 市 | 西沼波野田山線 | 一 | 2 | 12 | S40.12.21 | | 2,100 | 2,100 |
| 彦根市 | 30 | | 3.5.105 | 稲部肥田線 | 県 | 稲枝沢線 | | 2 | 12 | S40.3.31 | 0 | 2,800 | 2,800 |
| 彦根市 | 31 | | 3.5.107 | 彦根多賀線 | 主 | 彦根八日市甲西線 | 一 | 2 | 12 | S48.12.26 | 0 | 950 | 950 |
| 彦根市 | 32 | | 3.5.112 | 野良田肥田線 | | | | 2 | 12 | S40.3.31 | 0 | 770 | 770 |
| 合計 | | | | | | | | | | | 13,260 | 18,334 | 31,594 |

(注)種別欄:「国」は国道、「主」は主要地方道、「県」は県道、「市」は市道を示す。
区間欄:「全」は全区間、「一」は一部区間を示す。

② 見直し評価項目

- ・都市計画道路の存続、計画の見直し、廃止の検討にあたっては、見直し対象路線等を広域的な道路網と地域的な道路に区分し、それぞれ必要性、実現性、整備の優先順位、地域特性の視点から評価する。
- ・各視点の評価項目は、下表に示すとおりである。

表 都市計画道路網見直しの見直し評価項目

| 1. 対象路線等の分類 | |
|-------------|-----------------|
| 分類 | 対象路線等 |
| 広域的な道路網の検討 | 主要幹線街路および都市幹線街路 |
| 地域的な道路網の検討 | 補助幹線街路および特殊街路 |

| 2. 見直し評価項目 | |
|---|--|
| (1) 必要性の検討 | |
| ①交通処理機能の検討（「広域的な道路網」のみの検討項目） | |
| ・将来交通量（概ね20年後）において必要とされる道路になっているか | |
| ・広域的な道路網としての連続性が確保されているか | |
| ②既存道路の活用可能性の検討 | |
| ・現状で一定の道路交通機能（車線や歩道）を担っている概成済区間、現道がある路線 | |
| ・代替可能な既存路線が存在する路線 | |
| ③都市防災機能の検討 | |
| ・災害時の避難ルート、防災空間となる路線 | |
| ④市街地形成への寄与の検討 | |
| ・市街地開発計画との不整合の有無 | |
| (2) 実現性の検討 | |
| ○事業費が多大でないかを検討 | |
| ・事業費の多大さの有無（橋梁・トンネル等の構造条件、道路用地の地価など） | |
| (3) 整備の優先順位の検討 | |
| ○既往の道路整備計画で事業実施が位置づけられているかどうかを検討 | |
| ・滋賀県道路整備アクションプログラムの有無 | |
| ・彦根市道路整備プログラムの有無 | |
| ・彦根市道路網基本方針との整合 | |
| (4) 地域特性の検討 | |
| ○歴史文化的資源の活用可能性の検討 | |
| ・歴史的まちなみ保存地区に係る路線（伝統的建造物群保存地区指定予定地など） | |

※都市計画道路は、交通機能から、自動車専用道路、主要幹線街路、都市幹線街路、補助幹線街路、区画街路、特殊街路に区分される。

このうち、彦根市において計画されている主要幹線街路、都市幹線街路、補助幹線街路、特殊街路の各都市計画道路の機能は、次のとおりである。

表 都市計画道路の分類と機能

| 道路の区分 | 道路の機能等 |
|--------|--|
| 主要幹線街路 | 都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通や都市内の枢要な地域間相互の交通の用に供する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有する。 |
| 都市幹線街路 | 都市内の各地区または主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路で、居住環境地区等の都市の骨格を形成する。 |
| 補助幹線街路 | 主要幹線街路または都市幹線街路で囲まれた区域内において幹線街路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な幹線街路である。 |
| 特殊街路 | 自動車交通以外の特殊な交通の用に供する次の道路である。 ア. 専ら歩行者、自転車または自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路 イ. 専ら都市モノレール等の交通の用に供する道路 ウ. 主として路面電車の交通の用に供する道路 |

出典：都市計画学会編「都市計画マニュアルⅡ」 p 27～28 より作成

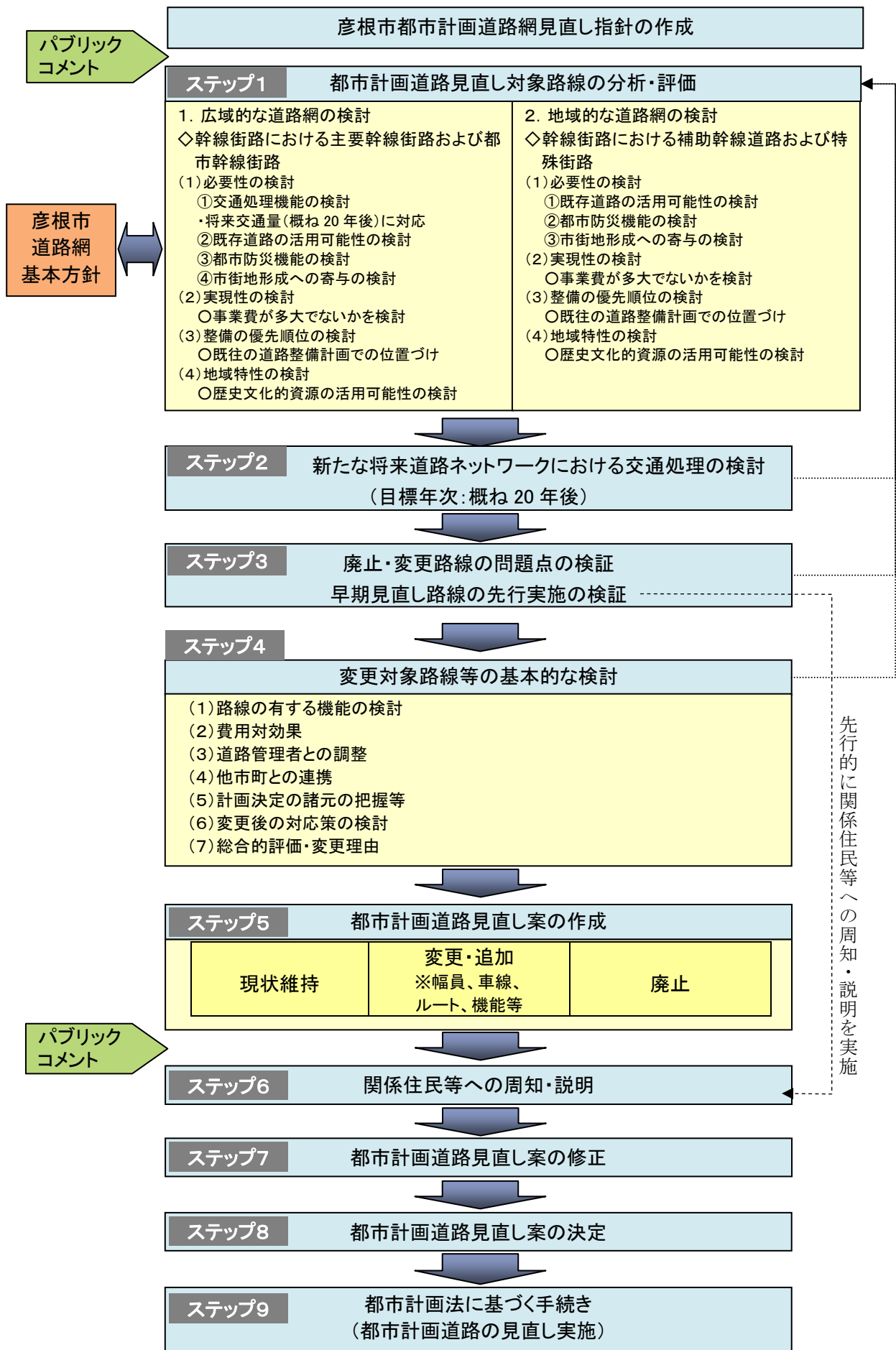
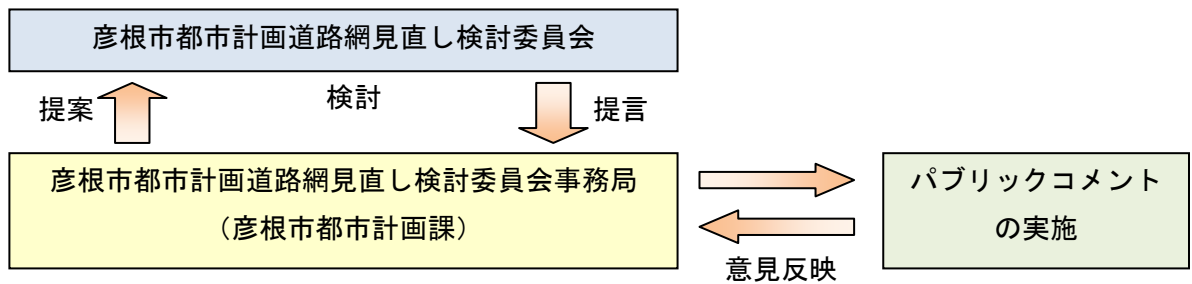


図 彦根市の都市計画道路網見直し検討フロー (案)

(3) 都市計画道路網見直しの体制

- ・都市計画道路網見直しにあたり、平成 23 年度に学識経験者及び関係行政機関からなる「彦根市都市計画道路網見直し検討委員会」を設置した。今後、平成 24～26 年度の 3 箇年を予定として検討を進める。
- ・また、見直し検討に市民の意見を反映させるため、見直し検討の各要点でパブリックコメントを実施する。



3. 見直し対象路線等の分析・評価

・都市計画道路網見直しの各評価項目については、下表に示す指標を用いて、整備の必要性・実現性・優先順位の大きさを大・中・小の3段階で評価する。

大 整備の必要性・実現性・優先順位が大（見直し可能性は小）

中 整備の必要性・実現性・優先順位が中（見直し可能性は中）

小 整備の必要性・実現性・優先順位が小（見直し可能性は大）

【評価の指標】

| 分類 | 項目 | 評価 | 評価の指標 |
|----------------|--------------------|-----------------|--|
| (1) 必要性の検討 | ①交通処理機能確保の検討 | 大 | ・将来的に多くの交通の利用が想定され、広域的な道路網の形成に寄与している路線等 |
| | | 小 | ・将来的にそれほど多くの交通の利用が想定されず、広域的な道路網の形成に寄与していない路線等 |
| | ②既存道路の活用可能性の検討 | 大 | ・既存道路網の有効活用が可能となる路線等（隘路の解消など） ・当該路線等を代替する既存路線が近傍にない路線等 |
| | | 中 | ・概成済ではあるが、歩道の拡幅等が必要な路線等（バス停、通学路のある路線など） |
| | | 小 | ・概成済であり、かつ道路の連続性が保たれている路線等 ・当該路線等を代替する既存路線が近傍に存在する路線等 ・既存道路と一体となって有効な道路網形成が難しい路線等（行止り路線など） |
| | ③都市防災機能の検討 | 大 | ・「彦根市地域防災計画」において、「避難経路として想定される主要道路」、または「県指定第1次、第2次輸送道路、市指定輸送道路」となる路線等 ・沿道の土地利用状況から、都市防災機能として必要とされる路線等 |
| | | 小 | ・上記の指定のない路線等 |
| | ④市街地形成への寄与の検討 | 大 | ・市街化区域内を通る路線等 |
| 小 | | ・市街化調整区域内を通る路線等 | |
| (2) 実現性の検討 | ○事業費の検討 | 大 | ・路線の位置づけと比較し、大規模な高架橋、橋梁・トンネルが不要な路線等 ・用地確保の難しさが少ない路線等（市街化調整区域の拡幅など） |
| | | 小 | ・路線の位置づけと比較し、大規模な高架橋、橋梁・トンネルが必要な路線等 ・用地確保が難しい路線等（市街地内の新設路線など） |
| (3) 整備の優先順位の検討 | ○既往の道路整備計画での位置づけ検討 | 大 | ・直轄国道または直轄国道が想定される路線等 ・「滋賀県道路整備アクションプログラム」で改良系事業が位置づけられている路線等 ・「彦根市道路整備プログラム」で整備着手（短期着手、中長期着手）が位置づけられている路線等 ・「彦根市道路網基本方針」に整合している路線等 |
| | | 小 | ・上記以外の路線等 |
| (4) 地域特性の検討 | ○歴史文化的資源の活用可能性の検討 | 大 | ・旧城下町（彦根城世界遺産登録に向けての計画図の緩衝地帯）外の路線等 |
| | | 中 | ・旧城下町（彦根城世界遺産登録に向けての計画図の緩衝地帯）内の路線等 |
| | | 小 | ・歴史的まちなみ保存地区に係る路線等（伝統的建造物群保存地区指定予定地など） |

（注）網掛けの「①交通処理機能確保の検討」は、「広域的な道路網の検討」のみの評価指標。

<別添>

・「彦根市都市計画道路網見直し検討委員会」の委員は、次のとおりである。

表 彦根市都市計画道路網見直し検討委員会・委員名簿

| | 分野 | 氏名 | 備考 | |
|---|---------------------|------------------------|--|----|
| 1 | 学識経験者 (都市交通計画) | つかぐち ひろし 塚口 博司 | 立命館大学 理工学部 都市システム工学科 教授 (県内外市都市計画審議会等多数参加) | 会長 |
| 2 | 学識経験者 (都市史・保存修景) | はまざき かずし 濱崎 一志 | 滋賀県立大学 人間文化学部 地域文化学科 教授 (彦根市都市計画審議会会長) | |
| 3 | 学識経験者 (環境計画) | こんどう りゅうじろう 近藤 隆 二郎 | 滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 准教授 | |
| 4 | 関係行政機関 | はしもと しげかず 橋本 重一 | 滋賀県湖東土木事務所長 (彦根市都市計画審議会委員) | |
| 5 | 関係行政機関 | かい けんじ 甲斐 健二 | 彦根警察署 交通課長 (彦根市都市計画審議会委員) | |
| 6 | 関係行政機関 | てらしま いさお 寺嶋 勲 | 彦根市都市建設部長 | |

(平成 24 年度現在)